

第
30回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

分社化での自社株評価の引き下げ方法

■ 分社化での株式評価額の引き下げ

会社が複数の業種を兼業している場合には、株式評価方法である類似業種比準方式における業種は、そのうちの主たる業種により判定します。

原則として、単独の業種にかかる取引金額の総取引金額に対する割合が50%を超えるものが、主たる業種に該当します。

主たる業種よりも比準要素が低い業種だけを切り出して分社化することで、1社だけの株式の相続税評価額よりも分社した複数の会社の株式の相続税評価額の合計額のほうが結果として低くなることもあります。

■ 会社規模の変更による株式評価額の引き下げ

土地保有特定会社（土地の持分割合が多い会社）は、会社規模によってその保有比率が決まっています。これらの土地保有特定会社に該当している会社が分社化により会社規模を変更することで、土地保有特定会社に該当しなくなれば、相対的に株式の評価額を引き下げるることができます。

■ 高収益部門の分社化による株式評価額の引き下げ

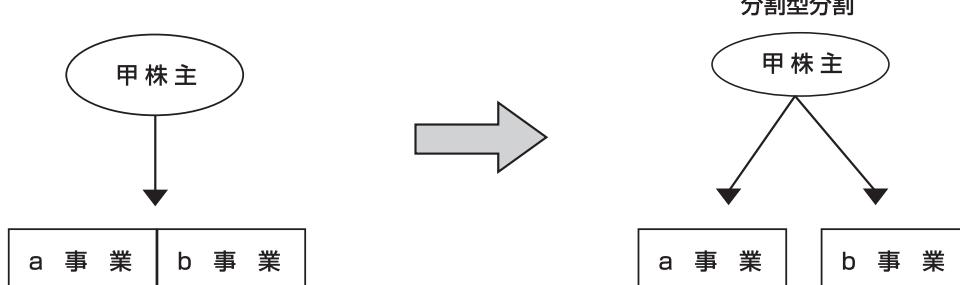
会社が好業績になると、利益が上がり、また内部に資産も蓄積するため、自社株の相続税評価額は上昇します。

そこで、①会社の高収益部門を会社分割により分社化し、後継者に承継会社の株式を引き継がせていき、あるいは、②後継者が新設会社を設立し、既存会社の高収益部門を新設会社へ事業譲渡することにより、新設会社における稼得利益による株価の上昇を後継者に移転するとともに、既存会社の収益性が低下するため、将来の経営者の自社株の相続税評価額の上昇を抑える効果が大きいといえます。

■ 資産を新会社に貸与することで株価を引き下げ

土地、建物などの固定資産は、分割会社（既存会社）で保有し、承継会社（新設会社）に賃貸することにより、会社分割により設立した新会社の株式の価額、あるいは、事業譲渡の価額を抑えることができます。分割会社（既存会社）においては、土地は貸家建付地評価、建物は貸家での評価となり、結果として既存会社の株式の評価は下がります。

※会社分割のしくみ



会社分割により兄弟会社を創設することにより、上記の方法を用い株式評価を引き下げるすることができます。

◎ 評価引き下げの注意事項

分社化にあたって会社を新設した場合には、設立後3年間は、開業後3年末満の会社として純資産価額にて評価することになり、株価が高くなる場合があります。